

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和7年2月8日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	選挙管理委員会定例会（2月）	
開催日時	令和7年2月8日（土） 午前10時00分から午前10時15分まで	
開催場所	市役所 本館4階 401会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	出席者 委員4名（細田委員長、加藤委員、金子委員、藤井委員） 事務局2名（神頭局長、高橋局次長） 欠席者なし	
議題	議題 朝霞市長選挙関係 議案第8号 選挙長の選任について 議案第9号 選挙長の職務代理者の選任について 議案第10号 事務従事者の選任について 議案第11号 選挙公報の様式を定めることについて 議案第12号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて 議案第13号 選挙人名簿から抹消することについて 議案第14号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 8 号 選挙長の選任について
- ・ 議案第 9 号 選挙長の職務代理者の選任について
- ・ 議案第 10 号 事務従事者の委嘱について
- ・ 議案第 11 号 選挙公報の様式を定めることについて
- ・ 議案第 12 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 13 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 7 年 2 月 8 日選挙時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 14 号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について
- ・ 資料 選挙運動に関する支出金額の制限額（法 194、令 127）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

寒い中、定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

よろしくお願いいたします。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第8号 選挙長の選任について

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

朝霞市長選挙関係、「議案第8号 選挙長の選任について」を議題といたします。

本件は、私の一身上のことでございますので、私はちょっと退席させていただきます、委員長代理に議事をよろしくお願いいたします。

（細田委員長、退室）

○加藤委員長代理

承知いたしました。

しばらくの間、委員長の職務を行います。

それでは、議案第8号について、事務局の説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○事務局・高橋局次長

議案第8号、選挙長の選任について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における選挙長を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

御住所が、御覧のとおりでございます。

選挙長に選任される方につきましては、細田選挙管理委員会委員長がなるものでございます。

以上でございます。

○加藤委員長代理

よろしいですか。

ただいま説明がありましたが、何か質問ございますでしょうか。

(ありません、の声)

よろしいですか。

質疑がないようですので、採決いたします。

議案第8号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

異議なしと認めます。

委員長席を、委員長と交代いたします。

(細田委員長、入室)

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第9号 選挙長の職務代理者の選任について

○細田委員長

引き続きまして、「議案第9号 選挙長の職務代理者の選任について」を議題といたします。

これは、加藤委員長代理の一身上のことでございますので、退席をお願いいたします。

(加藤委員長代理、退室)

提案理由の説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第9号、選挙長の職務代理者の選任について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における選挙長に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、御住所は、議案の資料のとおりでございます。

職務を代理すべき者につきましては、加藤委員にお願いしようということで考えているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認されました。

では、加藤委員長代理、入室してください。

(加藤委員長代理、入室)

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第10号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

それでは、「議案第10号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第10号、事務従事者の委嘱について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙の方を御覧ください。

まず、投票事務につきましては、各投票所、投票管理者を含めまして9人体制でございます。

また、一番後ろでございますが、本部従事者につきましては、事務局長含めまして30人体制で

構成するものでございます。

なお、開票事務従事者につきましては、現在、事務局の方で原案を作成中でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第11号 選挙公報の様式を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第11号 選挙公報の様式を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第11号、選挙公報の様式を定めることについて。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における朝霞市選挙公報発行規程第8条の規定に基づき選挙公報の様式を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙の方を御覧ください。

今回立候補される方の事前審査を終えている方が4人でございます。

また、明日、告示の日に別の方が立候補される可能性も全くないということではございませんので、その部分を見込みまして、選挙公報に記載される、掲載できる候補者の方は、一応5人の枠を確保させていただいているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

これは、出なかったらここ空白になるの。

○事務局・高橋局次長

はい。候補者がいない場合は、空白ということで考えてございます。

○細田委員長

説明が終わりました。

何か御質疑ございますか。

(ありません、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第12号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第13号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、「議案第12号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに、「議案第13号 選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して説明を求めます。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第12号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録する者につきましては、男、693人、女、615人、計1,308人でございます。

続きまして、議案第13号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

抹消する方につきまして、男、678人、女、666人、計1,344人でございます。

資料の次のページを御覧ください。

今回の選挙時登録の概要につきましては、資料1番のところで、転入については、令和6年9月2日から令和6年11月8日までの転入の届出が対象でございます。

また、年齢につきましては、平成18年12月3日から平成19年2月17日までの方を対象としてございます。

また、選挙人名簿の抹消につきましては、こちら資料の2番でございますが、転出は、令和6年8月1日から令和6年10月7日、また、死亡された方については、令和6年12月2日から令和7年2月8日を対象としているものでございます。

その結果、次の資料を御覧ください。

次の表の一番下でございますが、

登録、抹消の結果、選挙人名簿登録者数が、男、5万9,796人、女、5万9,531人、合計11万9,327人となるものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、まず初めに、議案第12号につきまして御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号について御質疑ございますか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第14号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について

○細田委員長

次に、「議案第14号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第14号、選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年2月8日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、制限額につきましては、1,276万5,500円でございます。

この算出につきましては、次のページを御覧ください。

先ほど議決いただきました選挙人名簿登録者の結果に基づきまして、市長選挙につきましては、81円掛ける名簿登録者数、11万9,327人、それに310万円を加えた結果、1,276万5,487円という数値を求められまして、100円未満の端数につきましては、100円単位として繰り上げるものがございます。その結果の数字となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。大丈夫ですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程5「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。大丈夫ですか。

(ないです、の声)

では、事務局はどうでしょうか。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

ございません。

◎6 閉会

○細田委員長

以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。